

(仮称)今ノ山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書
に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社関電エネルギーソリューションが、高知県土佐清水市及び三原村において、最大で総出力 60,000kW の風力発電所を設置するものである。

本事業を計画している高知県土佐清水市及び三原村はそれぞれ、「土佐清水市再生可能エネルギー基本条例」を制定し、また村議会で「自然エネルギーに関する調査特別委員会」を設置し、再生可能エネルギーの促進に取り組んでいる。本事業は、環境負荷の少ない風力発電事業であり、再生可能エネルギーの普及の観点からも望ましいものである。

一方、本事業の事業実施想定区域の一部は、アカガシを主体とした自然度の高い照葉樹林となっており、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)に基づき環境省が実施する自然環境保全基礎調査において特定植物群落「今ノ山の森林」に選定されるとともに、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)に基づく鳥獣保護区にも指定されている。また、本配慮書の既存文献調査において、過去にはイヌワシの生息が確認されているほか、サシバ等の猛禽類の生息が確認されている。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備等の配置等について検討が必要である。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

1. 鳥類に対する影響

事業実施想定区域の一部は、鳥獣保護区に指定されており、また、事業実施想定区域及びその周辺において、過去にはイヌワシの生息が記録されているほか、専門家からはクマタカの生息の可能性やサシバの渡りへの配慮について助言を受けている。このため、本事業の風力発電設備及び取付道路等の付帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、重要な鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価し、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等によるこれら鳥類への影響を可能な限り回避すること。

2. 水生生物に対する影響

本事業の実施により、沢筋等への土砂や濁水の流入に伴う重要な水生生物への影響が懸念される。このため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、可能な限り工事実施時の土工量を抑制し、かつ、土砂の流出等を回避し、重要な水生生物への影響を回避又は極力低減すること。

3. 植物に対する影響

事業実施想定区域の一部は、アカガシを主体とした自然度の高い照葉樹林が存在し、自然環境保全法に基づき環境省が実施する自然環境保全基礎調査において特定植物群落「今ノ山の森林」として選定されている。また、事業実施想定区域に隣接する南東側の尾根には、自然度の高いハリモミ群落も残存している。このため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、アカガシ樹林等の自然度の高い植生に関する調査及び予測を行い、専門家

等からの助言を踏まえ、環境影響を評価し、これら自然度の高い植生への重大な環境影響を回避すること。

4．生態系に対する影響

風力発電設備等の配置等は、一般的に生物多様性の保全上、重要である尾根筋を想定している。このため、できる限り既存道路、無立木地等を活用することで森林の伐採及び地形の改変を最小限となるよう、本事業の風力発電設備等の配置等を検討すること。なお、改変部分については、地域の在来種（郷土種）による早期の緑化を計画すること。